

照会相談業務利用の手引き

(2025. 4. 1 版)

目 次

第 1	電波有効利用促進センター	1
1	制度創設の経緯	1
2	業務の内容	1
3	総務大臣の指定	1
第 2	照会相談業務の概要	1
1	照会相談業務の実施	1
2	照会相談業務	1
3	業務時間	2
4	休 日	2
5	事務所等	2
6	秘密の保持	2
第 3	照会相談業務の委託手続き	2
1	申 込	2
2	委託契約の締結	2
3	照会相談業務の処理期間	3
4	業務実施に必要な情報の提供	3
5	完了の通知	3
6	疑義の申立	3
第 4	照会相談業務の対象無線局	3
第 5	照会相談業務の検討内容	3
第 6	照会相談業務の手数料	4
1	手数料の負担	4
2	手数料の額	4
3	手数料の納入	4
第 7	照会相談業務の瑕疵担保責任	7
	別表第 1 号 ～ 別表第 9 号	9

総務大臣指定 電波有効利用促進センター
一般社団法人電波産業会

一般社団法人電波産業会の概要

● 目 的

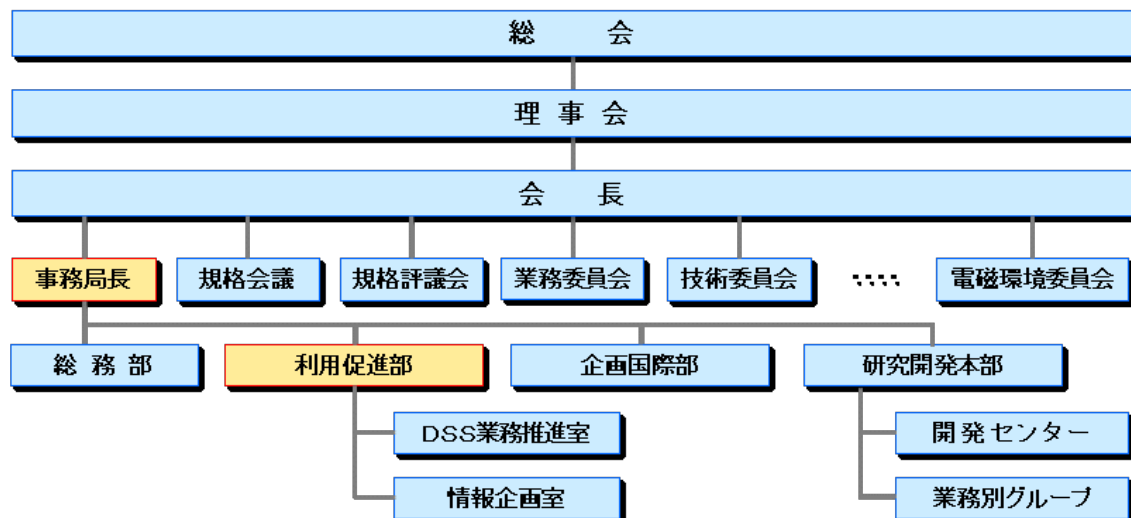
一般社団法人 電波産業会（以下、「当会」といいます。）は、通信・放送など社会経済の発展を支える電波利用システムの実用化及びその普及を促進し、電波産業の健全な進歩発展を図る観点から、電波の利用に関する調査、研究、開発、コンサルティング等を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的としています。

● 事 業

当会の事業は、次のとおりです。

- (1) 電波の利用に関する調査、研究及び開発
- (2) 電波の利用に関するコンサルティング、普及啓発並びに資料又は情報の収集及び提供
- (3) 電波利用システムに関する標準規格の策定
- (4) 電波の利用に関する関連外国機関との連絡、調整及び協力
- (5) 電波法（昭和25年法律第131号）第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務
- (6) 前各号の事業に附帯する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

● 組 織



- 名 称 一般社団法人電波産業会【略称 ARIB（アライブ）】

Association of Radio Industries and Businesses

- 所 在 地 〒100-0013
東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル11階
- 設 立 平成7年5月15日

第1 電波有効利用促進センター

1 制度創設の経緯

1980年代以降、電波利用の進展・拡大に伴い、電波利用に関する指導助言等のニーズが高まり、特に、無線局数の大幅な増加による電波利用密度の上昇や免許人の多様化等を背景として、無線局の免許申請に必要な他の無線局との混信に関する調査等の必要性が増加しました。

このような背景のもと、総務省は、電波法の一部改正（電波法第102条の17を追加）を行い、総務大臣が「電波有効利用促進センター」として指定する一般社団法人又は一般財団法人において、混信に関する調査など無線局の開設等に必要な照会相談に応じる等の業務を行わせることとし、電波の利用者の利便の向上と電波の有効利用の促進を図ることとしました。

2 業務の内容

電波有効利用促進センターが行う業務は、電波法第102条の17第2項において、次のとおり規定されています。

- 一 混信に関する調査その他の無線局の開設又は無線局に関する事項の変更に際して必要とされる事項について、照会及び相談に応ずること。
- 二 他の無線局と同一の周波数の電波を使用する無線局を当該他の無線局に混信その他の妨害を与えないように運用するに際して必要とされる事項について、照会に応ずること。
- 三 電波に関する条約を適切に実施するために行う無線局の周波数の指定の変更に係る事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に関する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について、情報の収集及び提供を行うこと。
- 四 電波の利用に関する調査及び研究を行うこと。
- 五 電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

3 総務大臣の指定（平成7年6月16日）

当会の目的及び事業内容は、電波有効利用促進センターが行う業務に合致することから、電波法第102条の17第1項の規定に基づき申請を行い、郵政大臣（現在の総務大臣）から電波有効利用促進センターとして指定を受けました。

第2 照会相談業務の概要

※この項目以降は、照会相談業務の利用方法を分かりやすく説明するため、照会相談業務規程に基づき、お申し込みの際の参考となる関連情報を補足・追加したものです。
照会相談業務をお申し込みの際には、必要に応じて照会相談業務規程を参照して下さい。

1 照会相談業務の実施

第1の2に記載した電波法に基づく電波有効利用促進センターの業務のうち、一に掲げた業務（以下、「照会相談業務」といいます。）を実施するため、総務大臣の認可を受けた「照会相談業務規程」（以下、「業務規程」といいます。）を定めています。

2 照会相談業務

照会相談業務としては、次に掲げるものを行います。

- 一 無線回線の設定に関する指導・助言
- 二 混信に関する調査
- 三 使用可能な周波数の選択に関する指導・助言
- 四 無線通信の電波伝搬障害防止に関する指導・助言
- 五 その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項に関する指導・助言

3 業務時間

午前9時から午後5時30分までとします。

なお、休憩時間は、午後0時15分から午後1時15分までとします。

4 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から翌年の1月3日までの間）とします。

5 事務所等

事務所は、当会内に置き、担当部署として利用促進部を設置しています。

所在地：東京都千代田区霞が関一丁目4番1号日土地ビル11階

6 秘密の保持

電波有効利用促進センターの役員及び職員並びにこれらの職にあった者には、電波法第102条の17第5項において準用する同法第47条の3の規程により**秘密保持義務等**が課せられており、照会相談業務に関して知り得た秘密を外部に漏らすことはありません。

第3 照会相談業務の委託手続き

※ **照会相談業務の継続的な委託に関する契約**を締結していただくことで、申込書及び関係書類の郵送等を不要とし、電子メール（電子ファイル）により文書授受を実施することで、事務手続きの簡素化・迅速化が可能となります。継続的にお申し込みいただく場合やテレワーク環境からのお申し込みにも有効です。詳しくは、担当者へお問い合わせください。

1 申込

(1) 固定局、地球局及び携帯電話基地局

照会相談業務を利用する方は、別表第1号の照会相談業務申込書に、別表第2号の資料を添えて、当会に申し込んでいただきます。別表第2号の資料は、紙媒体による提出に代えて、別に定めるデータ形式に基づき、当該申込みの検討に必要な全データが記録された電子ファイル又はこれと同等の方法（当該データを電子メールの添付ファイルとして送付）により提出することができます。

別表第2号に記入する局位置については、**世界測地系**で記入して下さい。

(2) 電波伝搬障害防止・一般的事項等

電波伝搬障害防止に係る検討及び無線局の開設・変更に係る一般的事項等の簡易な照会相談の場合は、別表第3号の照会相談書の提出をもって、委託契約が締結されたものとして照会相談に応じます。「2 委託契約の締結」の手続きはありません。

電波伝搬障害防止に係る検討の場合は、別表第4号の資料を添えていただきます。

別表第4号に記入する建築物位置は、**世界測地系**で記入して下さい。

別表第1号～別表第4号及び記載要領は、照会相談業務ホームページからダウンロードできます。 URL <https://www.arib.or.jp/service/index.html>

2 委託契約の締結

照会相談業務申込書を受理したときは、申し込まれた方と協議のうえ、別表第5号の照会相談業務委託書により照会相談業務の委託に関する契約（以下「委託契約」といいます。）を締結（照会相談業務の継続的な委託に関する契約を締結の場合は不要です。）します。

締結日は、原則として、当会における文書処理日（決裁日）となります。特段の事情がある場合は、申し込みの時点で担当者へご相談ください。

なお、申し込まれる方のご都合により、別表第5号に準ずる様式により委託契約を締結することも可能です。担当者へお問い合わせ下さい。

3 照会相談業務の処理期間

照会相談業務の処理期間は、原則 1 か月（年末年始期間を除く。）を見込んで下さい。

ただし、多数の回線を同時期にお申し込みの場合及びお申し込みが集中している場合等においては、申し込まれた方と協議のうえ、委託契約締結時に処理期間を調整させていただくことがあります。

なお、災害対応等の特別な事情がある場合は、事前に担当へご相談下さい。

4 業務実施に必要な情報の提供

2 項の委託契約を締結したときは、直ちに当該契約に係る照会相談業務に着手しますが、当該業務を処理するために必要な情報について、当該委託契約を締結された方から提供していただくことがあります。

5 完了の通知

照会相談業務（固定局、地球局及び携帯電話基地局関係）の処理を完了したときは、別表第 6 号の照会相談業務委託完了通知書等に照会相談業務の処理結果報告書を添えて回答します。処理結果報告書は、電子ファイル（PDF）を電子メールの添付ファイルとして送付することも可能です。この場合はパスワードによる保護を施しセキュリティを確保します。

照会相談業務（電波伝搬障害防止・一般的事項等関係）の処理を完了したときは、別表第 7 号の照会相談回答書により回答します。

6 疑義の申立

照会相談業務の処理結果について疑義がある場合は、当会に対して別表第 8 号の照会相談業務疑義申立書により当該照会相談業務委託完了通知書等を受理した日から 30 日以内に申し立てして下さい。

当会は、疑義の申立に対して誠意をもって対処し、別表第 9 号の照会相談業務疑義申立に対する回答書により回答します。

第 4 照会相談業務の対象無線局

照会相談業務の対象無線局は、電気通信業務用、放送事業用、公共業務用及び一般業務用として開設するもので、固定局、基地局（携帯電話用）又は地球局（受信専用局を含む。）等となり、無線局の開設等にあたって回線設計又は混信検討を必要とするものになります。

電波伝搬障害防止に係る検討は、電波法に定める重要無線通信回線として「伝搬障害防止区域」が指定されている無線局が対象となります。

第 5 照会相談業務の検討内容

照会相談業務において実施する検討内容は、次の各項目とし、総務省の電波法関係審査基準に基づき判定を行います。

照会相談業務の実施にあたっては、国土情報整備事業の一環として国土交通省国土地理院において作成された標高データ、海岸線位置及び行政界位置に関する国土数値情報資料等を基礎データとして使用していますが、建築物等による反射及び遮蔽効果は考慮していません。

一 回線設計

- (一) 伝搬路設計
- (二) 伝搬路の品質評価

二 混信計算

- (一) 固定局間の干渉検討
- (二) レーダとの干渉検討
- (三) 地球局と固定局間の干渉検討

- (四) 静止衛星軌道との離角計算
- (五) 携帯電話基地局と地球局間の干渉検討
- 三 回線設計及び混信計算に基づく使用可能周波数の検討
 - (一) 使用可能な周波数帯域の検討
 - (二) 一の周波数帯域内における使用可能なチャネルの検討
- 四 伝搬障害計算
 - クリアランスの計算及びクリアランス投影図の作図
- 五 その他無線局の開設等に関しての一般的事項

第6 照会相談業務の手数料

1 手数料の負担

照会相談業務の委託契約を締結された方には、当該照会相談業務に係る手数料を負担していただきます。

2 手数料の額

- 一 照会相談業務に係る手数料は、表1及び表2のとおりです。
ただし、1年以内の処理結果報告書と同一無線区間に関する照会相談業務の再度の委託であって、再度の業務委託の内容が前回の業務委託に係る無線回線の**無線局情報の軽微な変更であること等の条件に合致**する場合の手数料は、当該区間の最初の業務委託の手数料の二分の一とします。
- 二 業務規定第9条の処理結果報告書を複数部追加作成する場合の手数料は、追加する一部につき業務委託手数料（再度の委託の場合は最初の業務委託手数料）の二十分の一とします。
- 三 委託契約の締結後に業務委託に係る無線回線の無線局情報に変更が生じた場合であって、その変更内容が軽微なときには、手数料の変更は行わないものとします。
ただし、技術検討が終了している場合は、業務委託内容の変更を行うことはできません。
- 四 委託契約を解除する場合の照会相談業務の手数料は、当該委託契約で定めた手数料額の範囲内とし、当会と委託者双方が協議して定めます。

3 手数料の納入

第3の5の照会相談業務委託完了通知書又は照会相談回答書を受領されたときは、電子メールにより送付※する請求書に記載の手数料及び消費税等をお支払い下さい。

お支払いの期限は、請求書発行日より40日後としています。

※郵送をご希望される場合は、お申込みの際に担当者へお申し出ください。

手数料のお支払いの方法は、次表の当会の銀行口座への振込（振込手数料は委託契約を締結された方にご負担いただいています。）となります。

振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

振込先	受 取 人		
	預金種目	口座番号	住 所・氏 名
三井住友銀行 東京公務部	普 通	0 1 3 9 3 6 8	東京都千代田区霞が関 一丁目4番1号 日土地ビル 一般社団法人 電波産業会 (電話) 03-5510-8590
みずほ銀行 東京営業部	普 通	4 7 1 5 1 9 3	

手数料の請求先（請求書の宛先）が申込者（照会相談業務の委託契約を締結された方）の所属・住所と異なるなど、特別な対応が必要な場合は、必ず委託契約締結時に担当者へご相談ください。委託契約締結後は、変更に応じることが困難です。

表 1：照会相談業務内容ごとの手数料（伝搬障害計算除く）（注 1）
（一無線回線当たり（注 2））

	業 務 内 容	固定マイクロ波回線		衛 星 回 線		携帯電話用 無線局
		双方向	片方向	送受信	受信専用	
回線設計	1-1 伝搬路設計	—	—	5 万円 (注 3, 4)	—	—
	1-2 伝搬路の品質評価			6 万円 (注 3, 4)		
	1-3 1-1 及び 1-2	5 万円	4 万円	8 万円 (注 3, 5)		
混信計算	2-1 地上局からの被干渉	—	—	1 3 万円 (注 6)	5 万円 (注 7)	—
	2-2 レーダからの被干渉				—	
	2-3 地上局への与干渉					
	2-4 地球局からの被干渉					
	2-5 地球局への与干渉					
	2-6 静止衛星軌道との離角計算					
	2-7 2-1 から 2-6	1 2 万円	1 1 万円	—	—	
	2-8 地球局との混信計算	—	—	—	—	1 0 万円 (注 11)
	2-9 人工衛星局との混信計算					3 0 万円 (注 12)
回線設計 及 び 混信計算	3-1 1-3 及び 2-7 (方式、周波数、偏波及び高/低群送信の別を 指定)	1 2 万円	1 1 万円	—	—	—
	3-2 1-1 及び 2-1 から 2-3 まで	—		1 4 万円 (注 8)		
	3-3 1-3 及び 2-1 から 2-3 まで			1 6 万円 (注 9)		
回線設計 及び混信 計算に基 づく使用 可能周波 数の検討	4-1 1-3 及び 2-7 並びに使用可能 な周波数の検討	1 6 万円 (注 10)	1 4 万円	—	—	—

注 1 表中の金額は、消費税及び地方消費税額を含みません。

2 衛星回線における一無線回線は、回線設計においては、一の伝送方式における地球局～地球局間とし、また、混信計算においては、一トランスポンダの周波数帯域における地球局～人工衛星局間とします。

3 送受信回線のいずれか一方のみのときの手数料は、二分の一とします。

4 送信地球局 1 局対受信地球局 1 局の場合（送信地球局 1 局対受信地球局 m 局（最大 3）又は可搬送信地球局 m 地点（最大 3）対受信地球局 1 局の場合を含む。）の一の伝送方式の手数料とします。

なお、複数の伝送方式を一括に申込む場合の手数料は、n の伝送方式について次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 1] \text{ 万円}$$

- 5 送信地球局 1 局対受信地球局 1 局の場合（送信地球局 1 局対受信地球局 m 局（最大 3）又は可搬送信地球局 m 地点（最大 3）対受信地球局 1 局の場合を含む。）の一の伝送方式の手数料とします。

なお、複数の伝送方式を一括に申込む場合の手数料は、n の伝送方式について次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 2] \text{ 万円}$$

- 6 送受信回線のいずれか一方のみのときの手数料は、8 万円（K u バンドの受方向回線を除く。）とし、K u バンドの送受信回線の双方向回線及び受方向回線においては、次の表のとおりとします。

混信計算の周波数帯域	送 受 信 回 線	
	双方向	受方向
K u バンド	1 5 万円	1 0 万円

- 7 受信専用地球局は、無線局データベースへ登録されません。

- 8 2-1 から 2-3 までの混信計算が送受信回線のいずれか一方のみのときの手数料は、9 万円（K u バンドの受方向回線を除く。）とし、K u バンドの送受信回線の双方向回線及び受方向回線においては、次の表のとおりとします。

なお、複数の伝送方式を一括に申し込む場合の手数料は、n の伝送方式について次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 1] \text{ 万円}$$

混信計算の周波数帯域	送 受 信 回 線	
	双方向	受方向
K u バンド	1 6 万円	1 1 万円

- 9 2-1 から 2-3 までの混信計算が送受信回線のいずれか一方のみのときの手数料は、1 1 万円（K u バンドの受方向回線を除く。）とし、K u バンドの送受信回線の双方向回線及び受方向回線においては、次の表のとおりとします。

なお、複数の伝送方式を一括に申し込む場合の手数料は、n の伝送方式について次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 2] \text{ 万円}$$

混信計算の周波数帯域	送 受 信 回 線	
	双方向	受方向
K u バンド	1 8 万円	1 3 万円

- 1 0 電気通信事業者の回線については、2 0 万円とします。

- 1 1 一地球局当たりとします。

- 1 2 一人工衛星局当たりとします。

表 2：伝搬障害計算の業務内容ごとの手数料（注 1）
（一件当たり）

	業 務 内 容	固定マイクロ波回線
伝搬障害 計 算	クリアランス計算及びクリアランス 投影図の作図（注 2）	8 万円（注 3）

注 1 表中の金額には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。

- 2 「クリアランス計算及びクリアランス投影図の作図」とは、高層建築物等と伝搬障害防止区域に係る電波伝搬路との相互間についての水平面及び垂直な平面におけるクリアランス計算及びクリアランス投影図の作図とします。
- 3 一の高層建築物等について n の伝搬障害防止区域に係る電波伝搬路がある場合の手数料は、次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n - 1) \times 1] \text{ 万円}$$

第7 照会相談業務の瑕疵担保責任

当会は、照会相談業務の処理結果に関する瑕疵について、次に掲げるところにより、当該照会相談業務の委託者（以下「当該委託者」といいます。）に対して瑕疵担保責任を負うものとします。ただし、当会の従事職員に故意又は過失がない場合はこの限りではありません。

I 第2の2第一号から第三号まで及び第五号の照会相談業務の処理結果に係る場合

- 1 当該瑕疵が、当該委託の処理結果の内容に基づき行った当該委託者の無線局の開設又は変更の申請に係る総務省による予備免許又は変更許可の日までに発見された場合
 - 一 担保責任の条件
当会は、当該瑕疵が総務省から情報が提供されていない無線局との混信による場合を除き、当該瑕疵の担保責任を負うものとします。
 - 二 瑕疵の修補
 - (1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとします。
 - (2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とします。
 - 三 担保責任の期間
当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該予備免許又は変更許可の日までとします。
- 2 当該瑕疵が、当該委託の処理結果の内容に基づき行った当該委託者の無線局の開設又は変更の申請に係る総務省による予備免許又は変更許可の日の翌日以後に発見された場合
 - 一 担保責任の条件
当会は、当該瑕疵が次に掲げる場合以外の場合であって、かつ、明らかに当会の従事職員の故意又は過失による場合に限り、当該瑕疵の担保責任を負うものとします。
 - (1) 総務省が認める回線設計要領から外れた伝搬による場合
 - (2) 建築物その他の工作物の遮蔽又は反射による場合
 - (3) 伝搬路上の大地反射点の状況の変化による場合
 - (4) 次に掲げる無線局との混信による場合
 - (一) 外国の無線局
 - (二) 不法に開設された無線局
 - (三) 総務省から情報が提供されていない無線局
 - 二 瑕疵の修補
 - (1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとします。
 - (2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とし

ます。

三 担保責任の期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該予備免許又は変更許可の日から1年目の日までとします。

II 第2の2第四号の照会相談業務の処理結果に係る場合

当該瑕疵が、電波法による重要無線通信の電波伝搬路と高層建築物等との位置関係の検討に係る場合

一 担保責任の条件

当会は、当該瑕疵が総務省から情報が提供されていない重要無線通信の電波伝搬路に係る場合を除き、当該瑕疵の担保責任を負うものとします。

二 瑕疵の修補

(1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとします。

(2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とします。

三 担保責任を負う期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該検討結果に基づく高層建築物等に係る電波法による届出に対する総務省の伝搬障害の有無の通知の日まで又は当会の回答した日から1月目の日までとします。

照会相談業務申込書		(番 号)
		年 月 日
一般社団法人電波産業会 会 長 ○○ ○○ 殿		
申 込 者 住 所		
(フリガナ) 氏 名		(印)
下記の照会相談業務を受けたいので、申し込みます。		
記		
1 照会相談業務の内容		
2 照会相談業務に係る無線回線の概要		
3 希望する業務委託の完了日		

(JIS A4 縦)

注 会長の氏名は、下記ページに掲載しています。

URL <https://www.arib.or.jp/syokai/yakuinmeibo.html>

記載方法の詳細は、下記の照会相談業務のページから記入要領を参照して下さい。

公共業務 URL <https://www.arib.or.jp/service/gyomu2-koukyo.html>

電気通信業務 URL <https://www.arib.or.jp/service/gyomu1-dentsu.html>

放送業務 URL <https://www.arib.or.jp/service/gyomu3-hoso.html>

衛星業務 URL <https://www.arib.or.jp/service/gyomu4-eisei.html>

共用調整業務 URL <https://www.arib.or.jp/service/gyomu6-kyouyo.html>

照会相談者名				ルート番号（注1）								
ル ー ト 情 報	ルート名		～ 間		方式	登録コード	☐	ルート条件	☐	AD識別	☐	
	記 事	01 局代表周波数		□□□□□. □□ MHz		送信、受信		周波数配置（N、S）				
		IDコード		下り方向【 ☐ 】、上り方向【 ☐ 】				免許人名				
無 線 局 情 報	局名・局番号 （都道府県名：）		ｶﾅ（）		局番号【 01 】	ｶﾅ（）		局番号【 15 】				
	局位置（注2）		東経	□□□° □□′ □□″		東経	□□□° □□′ □□″					
			北緯	□□° □□′ □□″		北緯	□□° □□′ □□″					
	電波の方向及び偏波面		送信側 →→（ ）→→ 受信側									
	下 り （ 局 番 号 昇 順 ） 方 向	アンテナ コード	レドーム コード	【 □ □□□ □□ 】		【 □ 】	【 □ □□□ □□ 】		【 □ 】			
		アンテナ名	アンテナ 海拔高			□□□□ m			□□□□ m			
		付加損失		□□ dB		□□ dB						
		給電線損失		□□. □ dB		□□. □ dB						
		分波器等損失		□□. □ dB		□□. □ dB						
		送信機出力等		□□. □ dBm		SDコード 【 □ 】						
	電波の方向及び偏波面		受信側 ←←（ ）←← 送信側									
	上 り （ 局 番 号 降 順 ） 方 向	アンテナ コード	レドーム コード	【 □ □□□ □□ 】		【 □ 】	【 □ □□□ □□ 】		【 □ 】			
		アンテナ名	アンテナ 海拔高			□□□□ m			□□□□ m			
		付加損失		□□ dB		□□ dB						
		給電線損失		□□. □ dB		□□. □ dB						
分波器等損失		□□. □ dB		□□. □ dB								
送信機出力等		SDコード 【 □ 】		□□. □ dBm								
反 射 板 情 報	上記の中継区 間に反射板局を 含む場合、その 局情報を右に記 入する。 局番号は、左 の局⇒反射板⇒ 右の局の順に付 与する。 複数反射板局 の場合は局名に 次項と記入。		局名		ｶﾅ（）		局番号		【 □□ 】		【 □□ 】	
			局番号		【 □□ 】		アンテナ コード		□□□□□□		□□□□□□	
			局 位 置	東経	□□□° □□′ □□″		S D 情 報	レドーム コード	□		□	
				北緯	□□° □□′ □□″			アンテナ 名				
			アンテナコード		【 □ □□□ □□□□ 】		SD 間隔1	+ □□. □ m		+ □□. □ m		
			反射板海拔高		□□□□ m		SD 間隔2	+ □□. □ m		+ □□. □ m		
	反射板コード		【 □ 】		特 記							
	反射板角度		□□□°									

注1 ルート番号は、当会で付与します。

注2 「局位置」については、世界測地系で記入して下さい（様式1共通）。

照会相談業務申込書添付資料（２／１０）
（固定マイクロ回線用その２）

複数 反射 板 情報	局 名		ｶﾅ ()		ｶﾅ ()		ｶﾅ ()		記 事				
	局 番 号		【 □□ 】		【 □□ 】		【 □□ 】		反射板角度は２枚反射板の場合に記入する。				
	局位置	東経	□□□° □□' □□"		□□□° □□' □□"		□□□° □□' □□"						
		北緯	□□° □□' □□"		□□° □□' □□"		□□° □□' □□"						
	アンテナコード		【 □ □□□ □□□ 】		【 □ □□□ □□□ 】		【 □ □□□ □□□ 】						
	反射板海拔高		□□□□ m		□□□□ m		□□□□ m						
反射板コード		【 □ 】		【 □ 】		【 □ 】							
反射板角度		□□□°		□□□°		□□□°							
品質 評価 価 用 情 報	局 番 号			【 □□ 】			【 □□ 】						
	伝 搬 路 反 射 波 不 規 則	希望波	伝搬路種別コード		【 □ 】 : 【 □ 】 : 【 □ 】 : 【 □ 】								
			平均伝搬路地上高		□□□ : □□□ : □□□ : □□□ m								
		正 規	リ ッ ジ	コ ー ド		【 □ 】				【 □ 】			
				位 置		□□□. □ km				□□□. □ km			
				標 高		□□□□ m				□□□□ m			
			反 射 点	コ ー ド		【 □ 】				【 □ 】			
				標 高		□□□ m				□□□ m			
		不 規 則	コ ー ド		【 □ 】				【 □ 】				
			最 遠 反 射 点		□□□. □ km				□□□. □ km				
			最 近 反 射 点		□□□. □ km				□□□. □ km				
		断 率 改 善 素 子 等	EQLコード		【 □ 】				【 □ 】				
			ATPC制御量		□□. □ dB				□□. □ dB				
ガンマ分布による降雨強度 (10GHz 以上)			□. □□ mm/分										
M分布による降雨減衰量算出パラメータ (10GHz 以上)			地点コード	【 □□□□□□□□□□ 】		地 点 名							
瞬断率・断率規格			□. □□E - □/km										
最遠回線長			□□□□ km										
特 記 事 項 等	その他 項 目	受信帯域幅		(MHz)		受信機熱雑音		(dBm)					
		送信ろ波器コード				FSK 電力密度換算定数		(dBm)					
		送信電力制御量		(dB)		受信機スレッシュホールドレベル		(dBm)					
						隣接ブロック境界点電力レベル		(dB)					
	多方向方式	扇形アンテナ正対方位角		(度)		扇形アンテナ正対仰俯角		(度)					
	入力年月	年		月		投入者名							

照会相談業務申込書添付資料（3／10）
（衛星回線の回線設計用その1）

照会相談者名						免許人名						
照会相談業務の内容			☐ 伝搬路設計 ☐ 伝搬路の品質評価			伝送方式						
						回線の用途						
無線局情報												
項目			地球局 1			地球局 2			地球局 3			
送 信 地 球 局	1	地球局局名 (都道府県名)		ｶﾅ ()			ｶﾅ ()			ｶﾅ ()		
	2	局位置	東経	□□□° □□' □□"			□□□° □□' □□"			□□□° □□' □□"		
			北緯	□□° □□' □□"			□□° □□' □□"			□□° □□' □□"		
	3	アンテナ海拔高		□□□□. □ m			□□□□. □ m			□□□□. □ m		
	4	電波の型式										
	5	占有周波数帯域幅		□□□. □□ MHz kHz			□□□. □□ MHz kHz			□□□. □□ MHz kHz		
	6	送信周波数		□□□□□ □□ MHz			□□□□□ □□ MHz			□□□□□ □□ MHz		
	7	平常時送信機出力		□□. □□ dBW			□□. □□ dBW			□□. □□ dBW		
	8	送信電力制御量		□□. □□ dB			□□. □□ dB			□□. □□ dB		
	9	給電線系損失		□□. □□ dB			□□. □□ dB			□□. □□ dB		
	10	アンテナ直径		□□. □□ m			□□. □□ m			□□. □□ m		
	11	アンテナ利得		□□. □□ dBi			□□. □□ dBi			□□. □□ dBi		
	12	アンテナサイトローブ特性										
	13	アンテナホ・インテイング損失		□□. □□ dB			□□. □□ dB			□□. □□ dB		
	14	アップリンク交差偏波識別度		□□. □□ dB			□□. □□ dB			□□. □□ dB		
15	アップリンク偏波											
人 工 衛 星 局	16	人工衛星局局名					――			――		
	17	軌道位置	東経	□□□° □□' □□"			――			――		
	18	受信アンテナ利得		□□. □□ dBi			□□. □□ dBi			□□. □□ dBi		
	19	受信給電線系損失		□□. □□ dB			――			――		
	20	中継器飽和入力電力束密度		-□□□. □□ dBW/m ²			-□□□. □□ dBW/m ²			-□□□. □□ dBW/m ²		
	21	中継器飽和出力		□□. □□ dBW			――			――		
	22	中継器出力(申請値)		□□. □□ dBW			□□. □□ dBW			□□. □□ dBW		
	23	送信給電線系損失		□□. □□ dB			――			――		
	24	送信アンテナ利得		□□. □□ dBi			□□. □□ dBi			□□. □□ dBi		
	25	等2信号入力時 C/I		□□. □□ dB			――			――		
	26	相互変調雑音改善量		□□. □□ dB			――			――		
	27	相互変調雑音(申請値)		□□. □□ dB			――			――		
28	受信系システム雑音温度		□□□. □□ K			――			――			
受 信 地 球 局	29	地球局局名 (都道府県名)		ｶﾅ ()			ｶﾅ ()			ｶﾅ ()		
	30	局位置	東経	□□□° □□' □□"			□□□° □□' □□"			□□□° □□' □□"		
			北緯	□□° □□' □□"			□□° □□' □□"			□□° □□' □□"		
	31	アンテナ海拔高		□□□□. □ m			□□□□. □ m			□□□□. □ m		
	32	受信周波数		□□□□□ □□ MHz			□□□□□ □□ MHz			□□□□□ □□ MHz		
	33	アンテナホ・インテイング損失		□□. □□ dB			□□. □□ dB			□□. □□ dB		
	34	アンテナ利得		□□. □□ dBi			□□. □□ dBi			□□. □□ dBi		
	35	給電線系損失		□□. □□ dB			□□. □□ dB			□□. □□ dB		
	36	受信系システム雑音温度		□□□. □□ K			□□□. □□ K			□□□. □□ K		
37	ダウンリンク交差偏波識別度		□□. □□ dB			□□. □□ dB			□□. □□ dB			

照会相談業務申込書添付資料（４／１０）
（衛星回線の回線設計用その２）

伝搬路の品質評価用情報				
項 目		適用回線	情報内容	備 考
1	等価雑音帯域幅	全ての回線	□□□.□□ MHz kHz	
2	限界品質 S/N 値	F M 回線	□□.□□ dB	
3	限界品質 E/N ₀ 値	P S K 回線	□□.□□ dB	
4	限界品質 C/N 値	全ての回線	□□.□□ dB	
5	15kHz 周波数偏移量	T V / F M	□□.□□ MHzp-p	
6	テストトーン周波数偏移量	S C P C / F M M C P C / F M	□□□.□□ kHzrms	
7	最高変調周波数	M C P C / F M T V / F M	□□□.□□ MHz	
8	音声上限周波数	S C P C / F M	□□□□.□□ Hz	
9	音声下限周波数	S C P C / F M	□□□.□□ Hz	
10	チャンネル帯域幅	M C P C / F M	□□.□□ kHz	
11	エンファシス改善量	F M 回線	□□.□□ dB	
12	評 価 値	F M 回線	□□.□□ dB	
13	コンパンダ改善量	S C P C / F M	□□.□□ dB	
14	エネルギー拡散周波数偏移量	M C P C / F M T V / F M	□□□.□□ kHzp-p MHzp-p	
15	信号伝送速度	P S K 回線	□□□.□□ kb/s Mb/s	
16	クロック周波数	P S K 回線	□□□.□□ kHz MHz	
17	固定劣化量	P S K 回線	□□.□□ dB	
18	符号化利得	P S K 回線	□□.□□ dB	
19	増幅キャリア数	S C P C 回線 M C P C 回線	□□□□□□	
特 記				

照会相談業務申込書添付資料（5／10）
（衛星回線の混信計算用）

照 会 相 談 者 名		免 許 人 名	
照会相談業務の内容		☐ 固定マイクロ波回線への与干渉 ☐ 固定マイクロ波回線からの被干渉	
周 波 数 帯 域		. ~ . GHz	
シ ス テ ム 制 限		☐ なし ☐ あり (12GHzを除く周波数帯域で、特定トランスポンダの限定使用等の場	
地 球 局 情 報	局 名 称 (都道府県名)	カナ ()	
	局 種 別	☐ 送受信局 ☐ 送信専用局 ☐ 受信専用局 ☐ 可搬局	
		☐ TTC局 ☐ 実験局 ☐ その他 ()	
	局 位 置	東 経 ° ' "	
		北 緯 ° ' "	
	ア ン テ ナ	口 径、名 称	
		利 得	. dBi
		レ ド ー ム	☐ なし ☐ あり
		海 抜 高	. m
	給 電 系 損 失	付 加 損 失	dB
		給 電 線 損 失	. dB
		分 波 器 損 失	. dB
送信機出力(注1)	. dBm		
偏 波 種 別			
人 工 衛 星 局 情 報	局 名 称		
	軌 道 位 置	東 経 ° ' "	
	e. i. r. p (注2)	. dBm	

注1 与干渉検討の場合は、「送信機出力」を記入して下さい。

注2 被干渉検討の場合は、「e. i. r. p.」を記入して下さい。

照会相談業務申込書添付資料(6／10)

(携帯電話用無線局から衛星回線への混信計算用)

(1) 基地局諸元ファイルリスト

事業者名称
種別
基地局ID
基地局名称
緯度
経度
送信電力
送信帯域幅
送信周波数(下限)
送信周波数(上限)
送信形態
基地局包絡線アンテナ名
アンテナ指向方向(水平面)
アンテナチルト角(垂直面)
標高
アンテナ地上高
その他損失
先発／後発基準日
基地局種別
基地局住所
電波発射停止日
変更対象基地局ID
住所確認済フラグ
基地局土地利用種別等確認済フラグ
基地局種別2
基地局平均値アンテナ名
上りリンク送信電力
上りリンク包絡線アンテナ名
上りリンク平均値アンテナ名
上りリンク指向方向(水平面)
上りリンクアンテナチルト角(垂直面)
上りリンクその他損失
移動局種別
移動局種別確認済フラグ
移動局土地利用種別等確認済フラグ(基地局直下)
移動局土地利用種別等確認済フラグ(北)
移動局土地利用種別等確認済フラグ(東)
移動局土地利用種別等確認済フラグ(南)
移動局土地利用種別等確認済フラグ(西)

(2) 地球局諸元ファイルリスト

事業者名称
種別
地球局ID
地球局名称
緯度
経度
受信周波数(下限)
受信周波数(上限)
地球局アンテナ名
対向人工衛星経度(東経)
標高
アンテナ地上高
システム雑音温度
その他損失
先発／後発基準日
地球局住所

(3) 人工衛星局諸元ファイルリスト

事業者名称
種別
人工衛星局ID
人工衛星局名称
緯度
経度
高度
ピークG/T
人工衛星局アンテナ名
ビーム中心位置(緯度)
ビーム中心位置(経度)
システム雑音温度
その他損失
先発／後発基準日

(4) 基地局アンテナ諸元ファイルリスト

[2次元]

事業者名称
基地局アンテナ名
アンテナ種別
最大利得
垂直方向アンテナパターン
1 垂直角
2 相対利得
:
水平方向アンテナパターン
1 水平角
2 相対利得
:

[3次元]

事業者名称
基地局アンテナ名
アンテナ種別
最大利得
角度間隔
水平方向最小値
水平方向最大値
垂直方向最小値
垂直方向最大値
アンテナパターン
1 水平方向角度
2 垂直方向角度
3 相対利得
:

(5) 地球局アンテナ諸元ファイルリスト

事業者名称
地球局アンテナ名
アンテナ種別
最大利得
アンテナパターン
1 方位角
2 相対利得
:

(6) 人工衛星局アンテナ諸元ファイルリスト

事業者名称
人工衛星局アンテナ名
アンテナ種別
最大利得
最小利得
アンテナメインローブからの最大利得
対象平面における3dBビーム帯域幅の半分
ピーク利得に対するサイドローブレベル
ファーストサイドローブレベル
ITU-R S.672-4 Table-1の定数a
ITU-R S.672-4 Table-1の定数b
ITU-R S.672-4 Table-1の定数alpha
放射ビームの長軸／短軸の比

照会相談業務申込書添付資料(7/10)
(携帯電話用無線局から衛星回線への混信計算用)
(7)干渉調整諸元ファイルリスト①

携帯電話事業者名
衛星通信事業者名
地球局ID/人工衛星局ID
地球局名/人工衛星局名
干渉調整諸元名
[電力減衰情報の設定]
干渉形態
電力減衰値
[干渉基準の設定]
長時間干渉基準実施フラグ
短時間干渉基準実施フラグ
総受信電力基準実施フラグ
長時間干渉基準時間率
長時間干渉I/N基準
長時間干渉I/N基準設定値
長時間干渉電力値基準
長時間干渉電力値基準設定値
短時間干渉基準時間率
短時間干渉I/N基準
短時間干渉I/N基準設定値
短時間干渉電力値基準
短時間干渉電力値基準設定値
総受信電力基準時間率
総受信電力基準
総受信電力基準設定値
[伝搬モデルの設定]
計算周波数
P.452
P.676
P.1144
標高考慮
標高＋平均建物高考慮
[基地局の干渉調整範囲の設定]
地球局周囲距離指定
地球局周囲距離指定設定値
地球局周囲市区町村指定
地球局周囲市区町村指定設定値
地球局周囲敷地指定
地球局周囲敷地指定設定値
アンテナ海拔高
アンテナ海拔高設定値
AND/OR指定
[屋内基地局の設定]
屋内地上基地局損失指定
屋内地上基地局損失指定設定値(長時間干渉基準)
屋内地上基地局損失指定設定値(短時間干渉基準)
屋内地上基地局損失指定設定値(総受信電力基準)
屋内地上基地局除外指定
屋内地下基地局除外指定
[地球局受信フィルタの設定]
地球局受信フィルタ指定
地球局受信フィルタ指定設定値
[上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定]
上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定
上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定設定値
[HPUE送信制限エリア基地局設置確認指定]
HPUE送信制限エリア基地局設置確認指定
HPUE送信制限エリア基地局設置設定値
[長時間基準平均値パターン適用指定]
長時間基準パターン
短時間基準パターン
総受信電力基準パターン
[基地局計算設定(対人工衛星局計算用)]
人工衛星局干渉計算実施フラグ
人工衛星局干渉I/N基準設定値
クラッタ損反映フラグ
クラッタ損計算場所率
調整対象範囲距離指定
調整対象範囲距離指定中心位置
調整対象範囲距離指定距離
調整対象範囲市区町村指定
調整対象範囲市区町村指定設定値
調整対象範囲敷地指定
調整対象範囲敷地指定設定値
AND/OR指定

[移動局計算設定]
移動局長時間干渉基準実施フラグ(対地球局)
移動局短時間干渉基準実施フラグ(対地球局)
移動局干渉計算実施フラグ(対人工衛星局)
[移動局計算諸元設定(対地球局・人工衛星局共通)]
移動局アンテナ地上高
屋内通過損失指定
屋内通過損失設定値(長時間干渉基準)
屋内通過損失設定値(短時間干渉基準)
その他損失指定
その他損失設定値
移動局アンテナ名
移動局計算位置の設定値
移動局種別1
送信電力1
送信アンテナ利得(最大)1
移動局種別2
送信電力2
送信アンテナ利得(最大)2
移動局種別3
送信電力3
送信アンテナ利得(最大)3
移動局種別4
送信電力4
送信アンテナ利得(最大)4
移動局種別5
送信電力5
送信アンテナ利得(最大)5
移動局種別6
送信電力6
送信アンテナ利得(最大)6
移動局種別7
送信電力7
送信アンテナ利得(最大)7
移動局種別8
送信電力8
送信アンテナ利得(最大)8
移動局種別9
送信電力9
送信アンテナ利得(最大)9
移動局種別10
送信電力10
送信アンテナ利得(最大)10
移動局電力減衰値
[移動局計算干渉基準設定(対地球局)]
移動局長時間干渉基準時間率
移動局長時間干渉I/N基準設定値
移動局長時間干渉電力値基準値
移動局長時間干渉影響評価基準差分値
移動局短時間干渉基準時間率
移動局短時間干渉I/N基準設定値
移動局短時間干渉電力値基準値
[移動局計算伝搬モデル設定(対地球局)]
P.452(移動局計算用)
[移動局計算干渉基準設定(対人工衛星局)]
人工衛星局干渉I/N基準設定値
クラッタ損反映フラグ
クラッタ損計算場所率
[移動局土地利用種別計算除外設定]
移動局土地利用種別計算除外設定値
[干渉値及び調整範囲内基地局数通知設定]
通知用干渉マージン設定値
通知用調整範囲基地局数設定値
[小電力レピータ局計算設定]
レピータ局計算対象設定
レピータ局電力減衰値
[小電力レピータ局干渉基準の設定]
レピータ局長時間干渉基準実施フラグ
レピータ局短時間干渉基準実施フラグ
レピータ局総受信電力基準実施フラグ
[小電力レピータ局伝搬モデルの設定]
レピータ局計算周波数
レピータ局P.452
レピータ局P.676
レピータ局P.1144
レピータ局標高考慮
レピータ局標高＋平均建物高考慮

照会相談業務申込書添付資料(8／10)
(携帯電話用無線局から衛星回線への混信計算用)
(7)干渉調整諸元ファイルリスト②

[小電力レピータ局基地局の干渉調整範囲の設定]

レピータ局地球局周囲距離指定
レピータ局地球局周囲距離指定設定値
レピータ局地球局周囲市区町村指定
レピータ局地球局周囲市区町村指定設定値
レピータ局地球局周囲敷地指定
レピータ局地球局周囲敷地指定設定値
レピータ局アンテナ海拔高
レピータ局アンテナ海拔高設定値
レピータ局AND/OR指定

[小電力レピータ局屋内基地局の設定]

レピータ局屋内地上基地局損失指定
レピータ局屋内地上基地局損失指定設定値(長時間干渉基準)
レピータ局屋内地上基地局損失指定設定値(短時間干渉基準)
レピータ局屋内地上基地局損失指定設定値(総受信電力基準)
レピータ局屋内地上基地局除外指定
レピータ局屋内地下基地局除外指定

[小電力レピータ局地球局受信フィルタの設定]

レピータ局地球局受信フィルタ指定
レピータ局地球局受信フィルタ指定設定値

[小電力レピータ局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定]

レピータ局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定
レピータ局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定設定値

[小電力レピータ局HPUE送信制限エリア基地局設置確認指定]

レピータ局HPUE送信制限エリア基地局設置確認指定
レピータ局HPUE送信制限エリア基地局設置設定値

[小電力レピータ局長時間基準平均値パターン適用指定]

レピータ局長時間基準パターン
レピータ局短時間基準パターン
レピータ局総受信電力基準パターン

[小電力レピータ局基地局計算設定(対人工衛星局計算用)]

レピータ局人工衛星局干渉計算実施フラグ
レピータ局クラッタ損反映フラグ
レピータ局クラッタ損計算場所率
レピータ局調整対象範囲距離指定
レピータ局調整対象範囲距離指定中心位置
レピータ局調整対象範囲距離指定距離
レピータ局調整対象範囲市区町村指定
レピータ局調整対象範囲市区町村指定設定値
レピータ局調整対象範囲敷地指定
レピータ局調整対象範囲敷地指定設定値
レピータ局AND/OR指定

[小電力レピータ局移動局計算設定]

レピータ局移動局長時間干渉基準実施フラグ(対地球局)
レピータ局移動局短時間干渉基準実施フラグ(対地球局)
レピータ局移動局干渉計算実施フラグ(対人工衛星局)

[小電力レピータ局移動局計算諸元設定(対地球局・人工衛星局共通)]

レピータ局移動局アンテナ地上高
レピータ局屋内通過損失指定
レピータ局屋内通過損失設定値(長時間干渉基準)
レピータ局屋内通過損失設定値(短時間干渉基準)
レピータ局その他損失指定
レピータ局その他損失設定値
レピータ局移動局アンテナ名
レピータ局移動局計算位置の設定値
レピータ局移動局種別1
レピータ局送信電力1
レピータ局送信アンテナ利得(最大)1
レピータ局移動局種別2
レピータ局送信電力2
レピータ局送信アンテナ利得(最大)2
レピータ局移動局種別3
レピータ局送信電力3
レピータ局送信アンテナ利得(最大)3
レピータ局移動局種別4
レピータ局送信電力4
レピータ局送信アンテナ利得(最大)4
レピータ局移動局種別5
レピータ局送信電力5
レピータ局送信アンテナ利得(最大)5
レピータ局移動局種別6
レピータ局送信電力6
レピータ局送信アンテナ利得(最大)6
レピータ局移動局種別7
レピータ局送信電力7
レピータ局送信アンテナ利得(最大)7
レピータ局移動局種別8
レピータ局送信電力8
レピータ局送信アンテナ利得(最大)8
レピータ局移動局種別9
レピータ局送信電力9
レピータ局送信アンテナ利得(最大)9
レピータ局移動局種別10
レピータ局送信電力10
レピータ局送信アンテナ利得(最大)10
レピータ局移動局電力減衰値

[小電力レピータ局移動局計算伝搬モデル設定(対地球局)]

レピータ局P.452(移動局計算用)

[小電力レピータ局移動局計算干渉基準設定(対人工衛星局)]

レピータ局クラッタ損反映フラグ
レピータ局クラッタ損計算場所率

[小電力レピータ局移動局土地利用種別計算除外設定]

レピータ局移動局土地利用種別計算除外設定値

[小電力レピータ局上りリンク計算設定]

レピータ局上りリンク計算対象設定
レピータ局上りリンク電力減衰値

[ブースタ局計算設定]

ブースタ局計算対象設定
ブースタ局電力減衰値

[ブースタ局干渉基準の設定]

ブースタ局長時間干渉基準実施フラグ
ブースタ局短時間干渉基準実施フラグ
ブースタ局総受信電力基準実施フラグ

[ブースタ局伝搬モデルの設定]

ブースタ局計算周波数
ブースタ局P.452
ブースタ局P.676
ブースタ局P.1144
ブースタ局標高考慮
ブースタ局標高＋平均建物高考慮

照会相談業務申込書添付資料(9／10)

(携帯電話用無線局から衛星回線への混信計算用)

(7) 干渉調整諸元ファイルリスト③

[ブースタ局基地局の干渉調整範囲の設定]

ブースタ局地球局周囲距離指定
ブースタ局地球局周囲距離指定設定値
ブースタ局地球局周囲市区町村指定
ブースタ局地球局周囲市区町村指定設定値
ブースタ局地球局周囲敷地指定
ブースタ局地球局周囲敷地指定設定値
ブースタ局アンテナ海拔高
ブースタ局アンテナ海拔高設定値
ブースタ局AND/OR指定

[ブースタ局屋内基地局の設定]

ブースタ局屋内地上基地局損失指定
ブースタ局屋内地上基地局損失指定設定値(長時間干渉基準)
ブースタ局屋内地上基地局損失指定設定値(短時間干渉基準)
ブースタ局屋内地上基地局損失指定設定値(総受信電力基準)
ブースタ局屋内地上基地局除外指定
ブースタ局屋内地下基地局除外指定

[ブースタ局地球局受信フィルタの設定]

ブースタ局地球局受信フィルタ指定
ブースタ局地球局受信フィルタ指定設定値

[ブースタ局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定]

ブースタ局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定
ブースタ局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定設定値

[ブースタ局HPUE送信制限エリア基地局設置確認指定]

ブースタ局HPUE送信制限エリア基地局設置確認指定
ブースタ局HPUE送信制限エリア基地局設置設定値

[ブースタ局長時間基準平均値パターン適用指定]

ブースタ局長時間基準パターン
ブースタ局短時間基準パターン
ブースタ局総受信電力基準パターン

[ブースタ局基地局計算設定(対人工衛星局計算用)]

ブースタ局人工衛星局干渉計算実施フラグ
ブースタ局クラッタ損反映フラグ
ブースタ局クラッタ損計算場所率
ブースタ局調整対象範囲距離指定
ブースタ局調整対象範囲距離指定中心位置
ブースタ局調整対象範囲距離指定距離
ブースタ局調整対象範囲市区町村指定
ブースタ局調整対象範囲市区町村指定設定値
ブースタ局調整対象範囲敷地指定
ブースタ局調整対象範囲敷地指定設定値
ブースタ局AND/OR指定

[ブースタ局移動局計算設定]

ブースタ局移動局長時間干渉基準実施フラグ(対地球局)
ブースタ局移動局短時間干渉基準実施フラグ(対地球局)
ブースタ局移動局干渉計算実施フラグ(対人工衛星局)

[ブースタ局移動局計算諸元設定(対地球局・人工衛星局共通)]

ブースタ局移動局アンテナ地上高
ブースタ局屋内通過損失指定
ブースタ局屋内通過損失設定値(長時間干渉基準)
ブースタ局屋内通過損失設定値(短時間干渉基準)
ブースタ局その他損失指定
ブースタ局その他損失設定値
ブースタ局移動局アンテナ名
ブースタ局移動局計算位置の設定値
ブースタ局移動局種別1
ブースタ局送信電力1
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)1
ブースタ局移動局種別2
ブースタ局送信電力2
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)2
ブースタ局移動局種別3
ブースタ局送信電力3
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)3
ブースタ局移動局種別4
ブースタ局送信電力4
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)4
ブースタ局移動局種別5
ブースタ局送信電力5
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)5
ブースタ局移動局種別6
ブースタ局送信電力6
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)6
ブースタ局移動局種別7
ブースタ局送信電力7
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)7
ブースタ局移動局種別8
ブースタ局送信電力8
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)8
ブースタ局移動局種別9
ブースタ局送信電力9
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)9
ブースタ局移動局種別10
ブースタ局送信電力10
ブースタ局送信アンテナ利得(最大)10
ブースタ局移動局電力減衰値

[ブースタ局移動局計算伝搬モデル設定(対地球局)]

ブースタ局P.452(移動局計算用)

[ブースタ局移動局計算干渉基準設定(対人工衛星局)]

ブースタ局クラッタ損反映フラグ
ブースタ局クラッタ損計算場所率

[ブースタ局移動局土地利用種別計算除外設定]

ブースタ局移動局土地利用種別計算除外設定値

[ブースタ局上りリンク計算設定]

ブースタ局上りリンク計算対象設定
ブースタ局上りリンク電力減衰値

[フェムトセル基地局計算設定]

フェムトセル基地局計算対象設定
フェムトセル基地局電力減衰値

[フェムトセル基地局干渉基準の設定]

フェムトセル基地局長時間干渉基準実施フラグ
フェムトセル基地局短時間干渉基準実施フラグ
フェムトセル基地局総受信電力基準実施フラグ

[フェムトセル基地局伝搬モデルの設定]

フェムトセル基地局計算周波数
フェムトセル基地局P.452
フェムトセル基地局P.676
フェムトセル基地局P.1144
フェムトセル基地局標高考慮
フェムトセル基地局標高＋平均建物高考慮

照会相談業務申込書添付資料(10／10)

(携帯電話用無線局から衛星回線への混信計算用)

(7)干渉調整諸元ファイルリスト④

[フェムトセル基地局基地局の干渉調整範囲の設定]

フェムトセル基地局地球局周囲距離指定
フェムトセル基地局地球局周囲距離指定設定値
フェムトセル基地局地球局周囲市区町村指定
フェムトセル基地局地球局周囲市区町村指定設定値
フェムトセル基地局地球局周囲敷地指定
フェムトセル基地局地球局周囲敷地指定設定値
フェムトセル基地局アンテナ海拔高
フェムトセル基地局アンテナ海拔高設定値
フェムトセル基地局AND/OR指定

[フェムトセル基地局屋内基地局の設定]

フェムトセル基地局屋内地上基地局損失指定
フェムトセル基地局屋内地上基地局損失指定設定値(長時間干渉基準)
フェムトセル基地局屋内地上基地局損失指定設定値(短時間干渉基準)
フェムトセル基地局屋内地上基地局損失指定設定値(総受信電力基準)
フェムトセル基地局屋内地上基地局除外指定
フェムトセル基地局屋内地下基地局除外指定

[フェムトセル基地局地球局受信フィルタの設定]

フェムトセル基地局地球局受信フィルタ指定
フェムトセル基地局地球局受信フィルタ指定設定値

[フェムトセル基地局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定]

フェムトセル基地局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定
フェムトセル基地局上り送信制限エリアに基づく基地局設置有無の確認指定設定値

[フェムトセル基地局HPUE送信制限エリア基地局設置確認指定]

フェムトセル基地局HPUE送信制限エリア基地局設置確認指定
フェムトセル基地局HPUE送信制限エリア基地局設置設定値

[フェムトセル基地局長時間基準平均値パターン適用指定]

フェムトセル基地局長時間基準パターン
フェムトセル基地局短時間基準パターン
フェムトセル基地局総受信電力基準パターン

[フェムトセル基地局基地局計算設定(対人工衛星局計算用)]

フェムトセル基地局人工衛星局干渉計算実施フラグ
フェムトセル基地局クラッタ損反映フラグ
フェムトセル基地局クラッタ損計算場所率
フェムトセル基地局調整対象範囲距離指定
フェムトセル基地局調整対象範囲距離指定中心位置
フェムトセル基地局調整対象範囲距離指定距離
フェムトセル基地局調整対象範囲市区町村指定
フェムトセル基地局調整対象範囲市区町村指定設定値
フェムトセル基地局調整対象範囲敷地指定
フェムトセル基地局調整対象範囲敷地指定設定値
フェムトセル基地局AND/OR指定

[フェムトセル基地局移動局計算設定]

フェムトセル基地局移動局長時間干渉基準実施フラグ(対地球局)
フェムトセル基地局移動局短時間干渉基準実施フラグ(対地球局)
フェムトセル基地局移動局干渉計算実施フラグ(対人工衛星局)

[フェムトセル基地局移動局計算諸元設定(対地球局・人工衛星局共通)]

フェムトセル基地局移動局アンテナ地上高
フェムトセル基地局屋内通過損失指定
フェムトセル基地局屋内通過損失設定値(長時間干渉基準)
フェムトセル基地局屋内通過損失設定値(短時間干渉基準)
フェムトセル基地局その他損失指定
フェムトセル基地局その他損失設定値
フェムトセル基地局移動局アンテナ名
フェムトセル基地局移動局計算位置の設定値
フェムトセル基地局移動局種別1
フェムトセル基地局送信電力1
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)1
フェムトセル基地局移動局種別2
フェムトセル基地局送信電力2
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)2
フェムトセル基地局移動局種別3
フェムトセル基地局送信電力3
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)3
フェムトセル基地局移動局種別4
フェムトセル基地局送信電力4
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)4
フェムトセル基地局移動局種別5
フェムトセル基地局送信電力5
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)5
フェムトセル基地局移動局種別6
フェムトセル基地局送信電力6
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)6
フェムトセル基地局移動局種別7
フェムトセル基地局送信電力7
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)7
フェムトセル基地局移動局種別8
フェムトセル基地局送信電力8
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)8
フェムトセル基地局移動局種別9
フェムトセル基地局送信電力9
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)9
フェムトセル基地局移動局種別10
フェムトセル基地局送信電力10
フェムトセル基地局送信アンテナ利得(最大)10
フェムトセル基地局移動局電力減衰値

[フェムトセル基地局移動局計算伝搬モデル設定(対地球局)]

フェムトセル基地局P.452(移動局計算用)

[フェムトセル基地局移動局計算干渉基準設定(対人工衛星局)]

フェムトセル基地局クラッタ損反映フラグ
フェムトセル基地局クラッタ損計算場所率

[フェムトセル基地局移動局土地利用種別計算除外設定]

フェムトセル基地局移動局土地利用種別計算除外設定値

照会相談業務申込書添付資料
(伝搬障害計算用)

照 会 相 談 者 名				
照 会 相 談 の 内 容		☐ クリアランスの計算 ☐ クリアランス投影図の作図		
項 目		建 築 物 ・ 無 線 回 線 情 報		
ク リ ア ラ ン ス 計 算	建 築 物 の 名 称 (地名・地番)		_____	
			(_____)	
	建 築 物 位 置	東 経	□□□° □□' □□" □□□	
		北 緯	□□° □□' □□" □□□	
	点 A	座 標	系□□ X値±□□□□□□. □□ m	
			Y値±□□□□□□. □□ m	
	地 表 面 の 海 抜 高		□□□□. □□ m	
	建 築 物 の 高 さ		□□□. □□ m	
	建築物の地上投影面 が点A、B C、D、 E、Fの六角形である とする。		点Aを原点として、真北から時計回りに、 点Bは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m	
			点Bを原点として、真北から時計回りに、 点Cは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m	
点Cを原点として、真北から時計回りに、 点Dは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m				
点Dを原点として、真北から時計回りに、 点Eは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m				
点Eを原点として、真北から時計回りに、 点Fは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m				

注 建築物位置（点A）は、「東経・北緯」又は「座標」のいずれか一方を世界測地系で記入して下さい。

照 会 相 談 書		(番 号)
		年 月 日
一般社団法人電波産業会 会 長 ○○ ○○ 殿		
申 込 者 住 所		
(フリガナ) 氏 名		(印)
下記の照会相談業務を受けたいので、申し込みます。		
記		
1 照会相談事項		
2 希望する照会相談の完了日		

(JIS A4 縦)

注 会長の氏名は、下記ページに掲載しています。

URL <https://www.arib.or.jp/syokai/yakuinmeibo.html>

記載方法の詳細は、下記の照会相談業務のページから記入要領を参照して下さい。

URL <https://www.arib.or.jp/service/gyomu5-densyo.html>

別表第 5 号

印 紙	(番 号)	
	照会相談業務委託書	
	年 月 日	
	委託者 住所 氏名	(印)
	受託者 住所 (住 所)	
	一般社団法人電波産業会	
	会 長 ○○ ○○	(印)
委託者は、一般社団法人電波産業会照会相談業務規程に基づき、下記により照会相談業務を委託し、受託者はこれを受託します。		
記		
1 業務委託の内容		
2 業務委託に係る無線回線の概要		
3 業務委託の完了日		
4 業務委託に係る手数料		

(JIS A4 縦)

別表第 6 号

(番 号)	
照会相談業務委託完了通知書	
年 月 日	
(委 託 者) 殿	
(住 所)	
一般社団法人電波産業会	
会 長 ○○ ○○	(印)
年 月 日 (番号) で受託しました下記の照会相談業務委託が完了しましたので、通知します。報告資料については、本通知書に添付又は電子ファイルにて送付します。	
記	
1 業務委託の内容	
2 業務委託に係る無線回線の概要	
3 業務委託の完了日	
4 業務委託に係る手数料	

(JIS A4 縦)

別表第 7 号

(番 号)	
照会相談回答書	
年 月 日	
(申込者) 殿	
(住 所)	
一般社団法人電波産業会	
会 長 ○○ ○○	(印)
年 月 日 (番 号) の照会相談につきましては、下記のとおり回答いたします。	
記	
1 照会事項	
2 手数料	

(JIS A4 縦)

別表第 8 号

照会相談業務疑義申立書		(番 号)
		年 月 日
一般社団法人電波産業会		
会 長 〇〇 〇〇 殿		
委託者		
住 所		
(フリガナ)		
氏 名		(印)
年 月 日 (番 号) で委託が完了した照会相談業務について、 下記のとおり疑義を申し立てます。		
記		
1 疑義申立事項		
2 希望する処理		

(JIS A4 縦)

別表第 9 号

照会相談業務疑義申立に対する回答書		(番 号)
		年 月 日
(疑義申立者) 殿		
(住 所)		
一般社団法人電波産業会		
会 長 〇〇 〇〇		(印)
年 月 日 (番 号) で申し立てのあった疑義申立事項について、 下記のとおり回答いたします。		
記		
1 疑義申立事項		
2 回答事項		

(JIS A4 縦)

案内図 GUIDE MAP

案内図 GUIDE MAP

外務省
Ministry of Foreign Affairs

財務省
Ministry of Finance

文部科学省
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

農林水産省
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

経済産業省
Ministry of Economy Trade and Industry

経済産業省 別館
Ministry of Economy Trade and Industry Annex

日土地ビル
DAIDO Life Insurance

ARIB
一般社団法人
電波産業会
日土地ビル
NITTOCHI Bldg.

皇居方面
Kokyo (the Imperial Palace)

桜田通り
Sakurada St.

虎ノ門
Toranomon

神谷町方面
Kamijicho

白山祝田通り
Hakusan-Iwada St.

西新橋1丁目
Nishi-Shinbashi 1-chome

JR新橋駅
Shinbashi Sta. (JR Line)

東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅から徒歩3分 (丸の内線 日比谷線 千代田線 三田線 内幸町駅から徒歩8分 新橋駅から徒歩15分)

東京メトロ 丸の内線 日比谷線 千代田線 三田線 内幸町駅から徒歩8分 新橋駅から徒歩15分

都営地下鉄 三田線 内幸町駅から徒歩8分 新橋駅から徒歩15分

JR線 新橋駅から徒歩15分

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル11階
TEL 03-5510-8591 FAX 03-3592-1103

(2025 年 4 月)